

運営規程

グループホーム青葉

前文 I

グループホーム青葉の倫理綱領

私たち、グループホーム青葉で働くすべての者は、認知症によって自立した生活が困難になった方々が、尊厳をもち安心して生活することができるよう支援を行うことに使命感を持ち、力を尽くすことを誓います。

グループホームを利用される方は自分自身で自分自身のすべてのことを行うことが難しくなっております。また、介護サービスは、それぞれの利用者が安心して尊厳のある生活を支援する形で提供されるという特性を持っています。それだけに、グループホームで働く私たちは常に公平でなければならないと自覚しています。

私たちは、利用者の利益を守ることを第一とし、自らの行動の規範として以下の倫理綱領を守ることを誓います。これは、利用者の安心と尊厳のある生活を守るとともに、私達の運営するグループホーム青葉に対する社会の信頼感を高め、ひいてはグループホーム青葉の存続と発展に資するものと信じます。

グループホーム青葉において、認知症になっても住み慣れた町で慣れ親しんだ生活を続けることができるということ、またそれによって明るい長寿社会に貢献したいという私たちの夢が実現することを心から願っています。

1. 私たちは、利用者をひとりの個人として尊重し、安心と尊厳のある生活を営むことができるように努めます。
2. 私たちは、利用者が利用者自身で主体的な意思決定を行えるよう支援し、その意思決定を尊重し行動します。
3. 私たちは、利用者が安らぎと自身を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活ができるよう援助します。
4. 私たちは、利用者が残された能力を最大限に発揮できるように努め、適切な介護を継続的に行うとともに、適切な医療が受けられるよう援助します。
5. 私たちは、利用者がその家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援し、個人の情報を厳重に守ります。
6. 私たちは、グループホームを地域に開かれたものにするとともに、利用者が地域社会の一員として生活することを支えます。
7. 私たちは、暴力や虐待及び身体的精神的拘束を行いません。
8. 私たちは、いかなる理由においても差別は行いません。
9. 私たちは、苦情を前向きに捉え、それにより職員チームが一体となってより良いサービスにつながるよう努力します。
10. 私たちは、グループホーム青葉の社会的責任を認識し、質の高い介護を提供できるよう研修、研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。

前文 II

グループホーム青葉利用者の権利

グループホーム青葉では、認知症によって自立した生活が困難になった方々に、地域とのふれあいを大切にしながら、家庭的な雰囲気の中で、その人らしく、ゆったり、楽しく、自由な生活が送れるように支援します。それは、今まで慣れ親しんだ生活を継続し、少人数の親しみのある人間関係と残された能力を出来るだけ活かした生活をもたらすことによってもたらされます。

グループホーム青葉職員は、認知症について正しい理解をし、介護サービスについて専門的な知識や技術を得、それによりグループホーム青葉利用者は一人ひとりの状況と希望に合わせた適切な介護サービスを受ける権利があります。

グループホーム青葉では利用者が当然に持つものとして、下記の倫理綱領を表明し、グループホーム青葉で介護を行うすべての者はこれらを尊重し守ることを誓います。

利用者とその家族は、以下の権利を事業者に対して主張することができます

- 1、一人ひとりそれぞれの生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、安心と尊厳を維持する権利
- 2、生活や介護サービスにおいて、十分に情報が提供され、利用者それぞれの自由や好み、及び主体的な決定が尊重される権利
- 3、安心感と自身が持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- 4、残された能力を出来るだけ活かすことができるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- 5、必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- 6、家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
- 7、地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- 8、暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない権利
- 9、生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- 10、生活や介護サービスについて職員に苦情を訴え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける権利

事業の目的及び運営方針

第1条 基本方針

要介護者又は要支援2の者（以下「要介護者等」という。）であって認知症の状態にあるものについて、当施設共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものである。

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地

- 1項 名称 医）今野病院グループホーム青葉
- 2項 所在地 大牟田市青葉町12-11

第3条 従業員の職種、員数及び職務内容

1項 管理者

各ユニット1名、計2名体制とし、常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2項 計画作成担当者

各ユニット1名、計2名体制とし、利用者の心身の状況を把握し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）における介護計画を作成する。

3項 介護職員

日中利用者3名に対して1名以上、各ユニット夜勤時間帯1名以上とし、利用者の日常生活全般にわたる介護を行う。

4項 看護職

各ユニット1名、計2名体制とし、利用者の体調管理・服薬管理及び医療機関との連携を行うための連絡調整を行う。非常時の際の連絡体制及び救急体制を実施する。

第4条 利用定員

施設の利用定員は2ユニット、計18名とする。災害ややむを得ない場合を除き、入所定員を超えて入所させない。

第5条 当施設の内容

- 1項 管理者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。）を作成し、利用者又はその家族に対しその内容について説明しなければならない。

- 2項 計画作成担当者は利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

- 3項 認知症対応型共同介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努めなければならない。

- 4 項 管理者及び計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画作成後においても利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行うものとの連携を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。
- 5 項 介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもっておかなければならない。
- 6 項 両者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
- 7 項 管理者は、利用者に対して利用者の負担により当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 8 項 管理者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動に努めるものとする。
- 9 項 管理者は、日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 10 項 管理者は常に利用者の家族との交流の機会を確保するように努めなければならない。
- 11 項 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しなければならない。
- 12 項 介護計画に基づき漫然画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 13 項 当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

第6条 入居にあたっての留意事項

- 1 項 要介護者及び要支援2者であって、認知症の状態にあるもののうち、少人数で共同生活を営むことに支障のない者に提供するものとする。
- 2 項 入居申込者の入居に際して主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあるものであることを確認しなければならない。
- 3 項 入居申込者が入院治療を要するものである事等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合には、適切な他の施設を紹介するなどの措置を講じなければならない。
- 4 項 入居申込者の入居に際しては、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 項 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 項 利用者の退居に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護事業者及び介護予防支援事業者への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めなければならない。
- 7 項 事業者は利用者及びその家族に対しサービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得なければならない。

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料等

認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1項 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬）によるものとする。
- 2項 提供した指定認知症対応型共同生活介護について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及びサービス提供証明書を交付する。

第8条 通常の事業の実施地域は、大牟田市の区域とする。

第9条 事故発生時の対応

- 1項 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2項 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする
- 3項 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条 非常災害対策及び衛生管理

- 1項 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災避難に関する計画を作成し実践する。
- 2項 衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品、医療用具の管理を適正に行う。
- 3項 感染症の発生、蔓延を防ぐ為に必要な措置を講じる。

第11条 協力医療機関等

- 1項 利用者の病状の急変に備えるために、あらかじめ協力医療機関を設定する。
- 2項 事業者はあらかじめ協力歯科医療機関を設定する。
- 3項 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間に連携及び支援の体制を整える。

第12条 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

- 1項 管理者及び介護従業者は居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者又はその事業者に対し、要介護被保険者及び要支援被保険者の当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2項 管理者及び介護従業者は、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者又はその事業者から当該共同生活住居の退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の収益を収受してはならない。

第13条 秘密保持

- 1項 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2項 事業所は、従業者であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、

雇用契約の内容とする。

- 3 項 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供するにはあらかじめ文書により入所者の同意を得る。

第 14 条 苦情・ハラスメント対応

- 1 項 指定認知症型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適正に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 項 事業所は、提供した指定認知症型共同生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 項 事業所は、提供した指定認知症型共同生活介護に係る利用者からの苦情・ハラスメントに関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 15 条 身体的拘束及びその他利用者の行動を制限する行為

当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、緊急止むを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うに当たっては別に定める規定により行うものとし、慎重に取り扱うものとする。

第 16 条 虐待防止に関する事項

- 1 項 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又は、その再発を防止するために、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - (3) 従業者に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施しています。
- 2 項 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

第 17 条 職員の研修への積極的参加

事業者は、管理者、計画作成担当者及び介護職員の資質向上を図るべく、外部、内部および事業主体病院内研修等に積極的に参加させるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 身体拘束に関する研修 年 1 回
- (3) 虐待に関する研修 年 1 回
- (4) 権利擁護と成年後見制度に関する研修 年 1 回

- (５) 認知症ケアに関する研修 年１回
- (６) 介護予防に関する研修 年１回
- (７) 看取りの研修 年１回
- (８) 感染症に関する研修・訓練 年１回
- (９) 非常災害の対応に関する研修・訓練 年１回
- (１０) 火災避難訓練に関する訓練 年２回

第１８条 個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療 介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- ２、事業所が知り得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は家族の了解を得るものとする。

第１９条 記録の保管、整備及び開示

事業者及び管理者は、入居申込より退居までの利用者の記録を法令の定める期間、５カ年保管する義務を負い、これを第三者に知られることのないよう必要な措置を講ずる。また、当該利用者本人およびその家族の申し出により開示の要請がある場合、開示の内容等確認し、他の利用者の情報の流出防止等の措置を講ずる。

第２０条 事業継続計画

事業計画（BCP）の策定などに合って、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して認知症対応型共同生活介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定すると共に、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第２１条 運営推進会議

- １項 管理者は二ヶ月に一度、運営推進会議を開催しなければならない。
- ２項 運営推進会議の構成は、当施設管理者、当該地区代表者、当該地区包括支援センター職員、市役所職員及び利用者の家族、他当該事業について知見を有する者にて構成し運営するものとする。

平成１２年８月１日 制定
平成１６年８月１日 一部改定
平成２０年４月１日 一部改定
平成２０年８月１日 一部改定
平成２１年４月１日 一部改定
平成２４年４月１日 一部改定
平成２６年４月１日 一部改定
平成２７年４月１日 一部改定

平成27年8月1日	一部改定
平成29年4月1日	一部改定
平成30年4月1日	一部改定
平成30年8月1日	一部改定
平成31年3月1日	一部改定
令和元年10月1日	一部改定
令和2年2月1日	一部改定
令和2年7月1日	一部改定
令和5年3月1日	一部改定
令和5年7月1日	一部改定
令和6年4月1日	一部改定